

第116回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

新株予約権等に関する事項
業務の適正を確保するための
体制及び当該体制の運用状況

【連 結 計 算 書 類】

連結株主資本等変動計算書
連 結 注 記 表

【計 算 書 類】

株主資本等変動計算書
個 別 注 記 表

U B E 株式会社

当社は、第116回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、新株予約権等に関する事項、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書および個別注記表につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.ube.co.jp>) に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

当社の新株予約権等に関する事項

1. 当社の役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権の概要

区分	発行決議の日	保有者数	新株予約権の数	目的である株式の種類および数	新株予約権の割当時の払込金額（1株当たり）	行使期間	種類
取締役（監査等委員である者ならびに社外取締役を除く）	2007年2月7日	1名	11個 (100株/個)	普通株式 1,100株	3,880円	2007年2月22日から 2032年2月21日まで	1
	2007年6月28日	1名	8個 (100株/個)	普通株式 800株	3,510円	2007年7月13日から 2032年7月12日まで	1
	2008年6月27日	1名	10個 (100株/個)	普通株式 1,000株	3,260円	2008年7月14日から 2033年7月13日まで	1
	2009年6月26日	1名	13個 (100株/個)	普通株式 1,300株	2,230円	2009年7月13日から 2034年7月12日まで	1
	2010年6月29日	2名	30個 (100株/個)	普通株式 3,000株	1,860円	2010年7月14日から 2035年7月13日まで	1
	2011年6月29日	2名	31個 (100株/個)	普通株式 3,100株	2,270円	2011年7月14日から 2036年7月13日まで	1
	2012年6月28日	2名	31個 (100株/個)	普通株式 3,100株	1,360円	2012年7月13日から 2037年7月12日まで	1
	2013年6月27日	2名	45個 (100株/個)	普通株式 4,500株	1,560円	2013年7月12日から 2038年7月11日まで	1
	2014年6月27日	3名	55個 (100株/個)	普通株式 5,500株	1,350円	2014年7月14日から 2039年7月13日まで	1
	2015年6月26日	4名	102個 (100株/個)	普通株式 10,200株	1,810円	2015年7月13日から 2040年7月12日まで	1
	2016年6月29日	4名	84個 (100株/個)	普通株式 8,400株	1,610円	2016年7月15日から 2041年7月14日まで	2
	2017年6月29日	4名	89個 (100株/個)	普通株式 8,900株	2,820円	2017年7月15日から 2042年7月14日まで	2
	2018年6月28日	4名	68個 (100株/個)	普通株式 6,800株	2,584円	2018年7月14日から 2043年7月13日まで	2
	2019年6月27日	4名	124個 (100株/個)	普通株式 12,400株	1,910円	2019年7月13日から 2044年7月12日まで	2
2020年6月26日	4名	113個 (100株/個)	普通株式 11,300株	1,480円	2020年7月14日から 2045年7月13日まで	2	
2021年6月29日	4名	129個 (100株/個)	普通株式 12,900株	1,917円	2021年7月15日から 2046年7月14日まで	2	
監査等委員である取締役	2012年6月28日	1名	13個 (100株/個)	普通株式 1,300株	1,360円	2012年7月13日から 2037年7月12日まで	1
	2013年6月27日	1名	16個 (100株/個)	普通株式 1,600株	1,560円	2013年7月12日から 2038年7月11日まで	1
	2014年6月27日	1名	17個 (100株/個)	普通株式 1,700株	1,350円	2014年7月14日から 2039年7月13日まで	1
	2015年6月26日	1名	18個 (100株/個)	普通株式 1,800株	1,810円	2015年7月13日から 2040年7月12日まで	1

(注) 1. 種類1の主な行使条件

- ①当社取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（権利行使開始日）から8年間に限り行使することができる。
- ②新株予約権を放棄した場合には、権利行使できないものとする。

2. 種類2の主な行使条件

- ①当社取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（権利行使開始日）から10日間に限り行使することができる。
- ②新株予約権を放棄した場合には、権利行使できないものとする。

3. 新株予約権の行使時の払込金額

1株当たり1円

4. 取締役が保有している新株予約権には、取締役就任前に付与されたものを含みます。

5. 監査等委員である取締役が保有している新株予約権は、当人が監査等委員取締役に就任する前に付与されたものです。

6. 2017年10月1日付で10対1の割合で株式併合をいたしました。これにより新株予約権による付与株式数の調整を行い、新株予約権の数、目的である株式の種類および数、新株予約権の割当時の払込金額（1株当たり）などが変更となっております。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として当社の従業員等に対し交付した新株予約権の概要

発行決議の日	従業員等への交付者数	新株予約権の数	目的である株式の種類および数	新株予約権の割当時の払込金額（1株当たり）	行使期間
2021年6月29日	執行役員 18名	303個 (100株/個)	普通株式 30,300株	1,917円	2021年7月15日から 2046年7月14日まで

(注) 1. 主な行使条件

- ①当社取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（権利行使開始日）から10日間に限り行使することができる。
- ②新株予約権を放棄した場合には、権利行使できないものとする。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

1株当たり1円

業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要

当社は内部統制システム構築の基本方針に関し、取締役会において下記のとおり決議しております。（当初決議日：2006年5月11日、直近の改訂決議日：2021年3月30日）

1. 当社およびグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社およびグループ会社からなるUBEグループは、グループ全体の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを、その基本的使命とする。そのために当社は、監査等委員会設置会社として、監査権や意見陳述権を有する監査等委員である取締役が取締役会において議決権を保有する体制を整え、取締役会による業務執行の監督機能を強化するとともに、重要な業務執行の決定を代表取締役社長に委任することで業務執行の迅速化を図るなど、実効的なコーポレート・ガバナンスを確立することにより、適正な事業活動を持続的に営み、株主をはじめ顧客、取引先、従業員、地域社会などの全てのステークホルダーに対する責務を果たし、その信認を得ることに努める。これを具現化するため、コーポレート・ガバナンス確立のための基本要素であるUBEグループの運営方法および意思決定システムを次のとおりとする。なお、これを実施する基本方針として「グループ経営指針」を位置づけるものとする。

①「グループ経営」の運営方法

ア) グループマネジメント

取締役会は経営戦略上の重要な業務執行の状況と経営成績を監督する。取締役会よりUBEグループの業務執行を委任された代表取締役社長が、執行方針を明確にし、化学部門（合成ゴム事業部、ナイロン・ファイン事業部、機能品事業部、医薬事業部、化学生産本部、研究開発本部）および各カンパニーの目標を設定するとともに、その目標の達成に必要な人・モノ・金の経営資源を配分する。またカンパニーの権限を越える重要執行案件の解決に当たる。

また、代表取締役社長から権限委譲を受けた業務執行取締役および執行役員は、取締役会の監督機能の実効性を確保するため、中長期経営計画における業務執行状況や内部統制システムの構築・運用状況について定期的な報告を行う。

イ) カンパニーマネジメントおよび業務執行

グループマネジメントと合意した方針に基づき配分された経営資源を有効活用し、カンパニーの目標達成に向けて自律的に業務を執行する。

ウ) グループスタッフ部門

グループマネジメントおよびカンパニーマネジメントの戦略立案機能や業績管理機能の補佐、人・モノ・金の経営資源の調達、事業部門に共通する機能あるいは専門性の高い機能を集約して効率的に提供するなどの役割を担う。

②意思決定システム

経営における「監督機能」と「業務執行機能」を分離し、透明で効率的な企業経営の推進のため、経営の意思決定に関し以下の会議体を設ける。

ア) 取締役会

会社法および「取締役会規程」で規定された事項、会社の基本方針および重要な執行案件について、株主利益の代弁者として中長期的な視点から審議・決議する。

さらに、意思決定および経営監視に独立した第三者の視点を加え経営の効率性・透明性・客観性を確保するため、社外取締役を招聘する。

また、取締役会の下部組織として取締役数名による「指名委員会」「報酬委員会」を設置する。

イ) グループ経営会議

「グループ経営指針」および「グループ経営会議規程」に基づき、グループ全体の資源配分や調整が必要な事項、グループ全体に影響を及ぼす重要事項ならびに建設資材部門および機械部門に関する重要事項について審議・決定する。

また、「グループ経営会議〔環境安全〕」とは高圧ガス保安法で定める「保安対策本部等」として高圧ガス設備などの保安管理に関わる重要事項を審議・決定する。

ウ) 化学経営会議

「グループ経営指針」および「化学経営会議規定」に基づき、化学部門における当社およびグループ会社の事業戦略等の重要事項を審議・決定する。

エ) カンパニー会議

「グループ経営指針」および「カンパニー会議規程」に基づき、カンパニーレベルにおける当社およびグループ会社の事業戦略など重要事項を審議・決定する。

【運用状況の概要】

取締役会は、取締役9名で構成され、そのうち社外取締役は4名です。当社は、取締役会を年14回開催し、会社の基本方針および重要な執行案件を審議・決定するとともに、取締役会における審議・報告を通じて取締役の職務の執行を監督しています。なお、指名委員会は年4回、報酬委員会は年7回開催しました。

さらに、取締役会より業務執行を委任された代表取締役社長を議長とするグループ経営会議を年21回開催し、グループ全体の資源配分や重要事項を審議・決定するとともに、化学部門、カンパニーレベルにおける事業戦略などの重要事項については、化学経営会議、カンパニー会議を開催して審議・決定しています。また、「グループ経営会議〔環境安全〕」を年3回開催し、高圧ガスの保安管理に関する基本方針・施策などの重要事項を審議・決定しています。

2. 当社およびグループ会社の取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

UBEグループの企業倫理確立のため「私達の行動指針」を制定し、これを企業活動および役員・従業員がとるべきコンプライアンス実践の基準・規範とする。

コンプライアンスの確保・推進および市場における公正で自由な競争を損なう行為を防止し、企業活動の健全性確保のためコンプライアンス・オフィサーを置き、その諮問機関として顧問弁護士を加えた「コンプライアンス推進委員会」を設置する。さらに、外国為替および外国貿易法など、国際平和および安全の維持のために輸出管理法規において規制されている貨物および技術を不正に輸出または提供しないことを輸出管理の基本とし、UBEグループ内に周知徹底するため、「規制貨物等輸出管理委員会」を設置する。

また、コンプライアンスに関する問題を迅速に察知・是正するため、職制ルートによらず役員・従業員が直接連絡できる通報窓口（UBE C-Line）を設ける。

反社会的勢力の排除に向けたUBEグループの基本的な姿勢を上記「私達の行動指針」に明記するとともに、「反社会的勢力に対する基本方針」を取締役会で決議し、市民社会を脅かす団体・組織などの反社会的勢力との関係遮断、不当要求の拒絶と毅然たる対応などを具体的に定める。

会計基準そのほか関連する法令・規則を遵守し、財務報告の信頼性を確保するために内部体制を整備する。

【運用状況の概要】

当社は、グループ全体を対象に執行役員を委員長としてコンプライアンス推進委員会（競争法遵守を含む）を年4回、規制貨物等輸出管理委員会を年1回開催し、必要事項の審議を行うとともに、取締役会がこれらについて報告を受け、運用状況について確認しています。

また、コンプライアンスに関する相談窓口や通報窓口（UBE C-Line）を設置して、コンプライアンスに関する問題の早期発見および是正に努めています。

さらに、UBEグループにおけるコンプライアンスの確保・推進のため、グループのコンプライアンス統括責任者であるコンプライアンス・オフィサー（執行役員）の下、コンプライアンス推進事務局が中心となり、当社およびグループ会社を対象として、イントラネットを通じた情報提供、定期的なコンプライアンス意識調査、集合研修、eラーニングなどの啓発・教育活動を実施して、コンプライアンス意識の浸透、定着を図っています。

2017年度に当社グループで判明した品質検査上の不適切行為については、経営陣ならびに従業員の意識および組織風土の改革に取り組むとともに、再発防止策を着実に実行し品質保証システムの継続的な改善・適正化を進めてきました。グループ全体にわたる品質管理体制の強化と法令・ルールを遵守する企業文化の醸成に努めています。

反社会的勢力の排除については、各事業所において不当要求防止責任者を任命するとともに、契約締結時・締結後の取引先審査・監視、地域の警察や暴力追放運動推進センターなどの外部専門機関との関係を構築するなどの対応を行なっています。

3. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制ならびにグループ会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

法令ならびに取締役会規程、稟議規程、グループ経営会議規程、化学経営会議規定およびカンパニー会議規程などの社内規程に基づき、文書（電磁的記録を含む）を記録、保存するとともに、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

また、当社は、グループ会社の取締役に対し、当社が定める各種委員会などの規程に従って必要事項を報告するとともに、当該グループ会社において重要な事象が発生した場合には、直ちに当社へ報告することを義務付ける。

【運用状況の概要】

当社は、法令および社内規程に基づき、例えば、取締役会、グループ経営会議、化学経営会議、カンパニー会議については開催毎にその資料、議事録（電磁的記録を含む）を保管するなど取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存および管理する体制を構築するとともに、取締役、監査等委員会がこれらを随時閲覧可能な状態に維持しています。

また、当社は、グループ会社の取締役などに対し、定期的および必要に応じて、グループ経営会議、化学経営会議およびカンパニー会議などにおいて必要事項を報告させています。

4. 当社およびグループ会社の損失の危険の管理に関する規程そのほかの体制

取締役会・グループ経営会議などの意思決定の各過程において、事業の目的達成を阻害するリスクを洗い出し、そのリスク発生可能性と影響度を評価した上で適切な対策を実施する。

リスクの洗い出しと発生可能性および影響度を収集するための全社統一した管理システムを設け、リスク情報の一元管理を行う部署を設置し、当社およびグループ会社の損失の危険の管理に関する内部体制を整備する。さらに、以下の委員会などを設け個別のリスクに対処する体制をとる。

①情報セキュリティ委員会

「情報セキュリティポリシー」を定め、これを周知徹底し遵守状況をチェックするとともに、情報セキュリティに関する規則・規程を整備する。

②危機対応委員会

国内および海外における緊急事態に速やかに対処するため、情報の集約や社内外への対応などについてマニュアルを整備し、内外統一的な危機対応体制を構築する。

【運用状況の概要】

当社は、取締役会の審議の過程において、事業の目的達成を阻害するリスクに対し適切な対策を講じています。また、グループ経営会議において経営上の重要（重大）リスクの選定と対策案などの策定を行い、取締役会は、その妥当性と適切性をモニタリングしています。

リスクマネジメントに関する業務を統括・推進するためにチーフ・リスク・オフィサー（CRO）を選任し、CROの補佐およびリスク情報の一元管理を行う「リスク管理部」を設置するとともに、グループのリスク情報を集約し、マネジメントするためのリスク管理システムの運用によりリスクの低減、維持管理対策の推進とリスクが顕在化した場合の損失を最小限に抑えるよう適切に管理しています。

さらに、グループにおけるリスクの共有とリスク低減、リスク顕在化時の対策について協議し、適切に対応するためにリスク管理委員会を年1回開催しています。また、グループにおける情報セキュリティや自然災害など個別のリスクに対処するため、情報セキュリティ委員会を年2回、危機対応委員会を1回開催し、リスクの低減、維持管理及びリスクが顕在化した場合に損失を最小化するための適切な体制を構築・維持しています。

5. 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

監査等委員会設置会社として、経営における「監督機能」と「業務執行機能」をより明確に分離し、株主利益の代弁者として中長期的視点から株主価値の最大化を推進する機関としての役割を担う取締役会は、監督機能に軸足を置き、重要な業務執行の権限を代表取締役社長に委任することで、意思決定の迅速化を図る。また、執行役員制度を導入し、執行役員が業務執行に専念できる体制も整えている。

取締役会は、執行役員を兼任しない取締役が議長を務めて業務執行の妥当性・効率性を監督することにより、透明性を高め、株主価値の最大化とリスクの最小化を図る。

当社は最適なコーポレート・ガバナンスのあり方を常に検討しながら、経営における執行機能の強化・迅速化と、戦略的意思決定機能、コーポレート・ガバナンス機能の一層の充実を図っている。

グループ会社についても、前記1.の「当社およびグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」に記載したとおり、グループマネジメント、カンパニーマネジメントなどを通じて、UBEグループとしてグループ会社の取締役の効率的な職務の執行を図っていく。

【運用状況の概要】

取締役会は、取締役会規程に基づき、経営上重要な業務執行（経営計画・予算、金額・リスクの観点から重要な事項など）について決定しています。また、監督機能に軸足を置き、重要な業務執行の権限を代表取締役社長に委任することで、意思決定の迅速化を図りながら、業務執行の妥当性・効率性を監督しています。

代表取締役社長は、執行方針を明確にし、化学部門および各カンパニーの目標を設定するとともに、その目標達成に向けて自律的に業務を執行させています。

また、グループ会社については、グループ経営会議、化学経営会議、カンパニー会議において、グループ会社の事業戦略など重要事項を審議・決定し、かつ経営状況の報告を受けることを通して、グループ会社の取締役の効率的な職務執行を図っています。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役（監査等委員である者を除く）からの独立性およびその使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の補助者として専任スタッフを配置する。当該専任スタッフは、監査等委員会の指揮命令に基づき、監査等が効率的且つ円滑に遂行できるよう、監査等計画の立案および監査等の補助を行う。また、同スタッフの人事考課、人事異動、懲戒処分については監査等委員会の同意を必要とする。

また、監査等委員会は、同スタッフの充実と取締役（監査等委員である者を除く）からの独立性および同スタッフに対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関して、代表取締役社長との間で意見交換を行う。

【運用状況の概要】

当社は、監査等委員会の補助者として専任スタッフを配置するとともに、監査等委員会の指示の実効性を確保するため人事考課、人事異動、懲戒処分において当該スタッフの取締役（監査等委員である者を除く）からの独立性に配慮した対応をしています。

7. 当社およびグループ会社の取締役（監査等委員である者を除く）、執行役員および使用人ならびにグループ会社の監査役が当社監査等委員会に報告をするための体制、ならびに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社およびグループ会社の取締役（監査等委員である者を除く）、執行役員および使用人ならびにグループ会社の監査役は、当社およびグループ会社に重大な法令違反、コンプライアンスに関する重要な事実、および著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当社監査等委員会に報告する。また、当社は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社およびグループ会社内に周知徹底する。

【運用状況の概要】

当社およびグループ会社に法令違反、コンプライアンスに関する事実および損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、所定の方法により監査等委員会に報告がなされるほか、内部通報制度には「監査等委員会通報窓口」が設置され、監査等委員に直接内部通報できる体制を整えています。また、グループ経営指針およびU B Eグループコンプライアンス規程に基づき、当該報告をした者に対して不利な取扱いをしていません。

8. 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きそのほかの当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員である取締役がその職務の執行について前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当社監査等委員である取締役の職務に必要なと証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を支払う。

【運用状況の概要】

当社は、監査等委員である取締役の職務の執行に伴い発生する費用等について、監査等委員である取締役からの請求に基づき支払っています。

9. そのほか監査等委員会の監査等が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員である取締役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席し意見を述べるとともに、重要な決裁書類を閲覧し、取締役（監査等委員である者を除く）、執行役員および使用人からの業務報告聴取を行うことができる。監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、経営方針の確認および重要課題等について意見交換を行う。

監査等委員会は、内部監査部門と内部監査計画について事前協議を行う。また、監査結果等の報告を定期的を受け、必要に応じて内部監査部門に指示等を行うことができる。監査等委員会は、グループ会社の監査役と情報交換を行い、必要に応じて内部監査部門に調査を求め、または指示等を行うことができる。

監査等委員会は、会計監査人から会計監査計画および実施結果の説明を受けるとともに、会計監査人と定期的および必要に応じて情報交換を行い、相互の連携を図る。

監査等委員である取締役は、取締役（監査等委員である者を除く）の人事およびその報酬についての監督を行うため、取締役会の下部組織である指名委員会および報酬委員会に陪席することができる。

【運用状況の概要】

監査等委員である取締役は、グループ経営会議・化学経営会議・カンパニー会議等の重要な会議に出席し、意見を述べています。

監査等委員会は、代表取締役社長と定期的あるいは適宜会合を持ち、内部統制システムおよび事業上の課題・対応等について忌憚なく意見を交換しています。

内部監査部門とは、内部監査計画について事前協議を行い、監査結果についての報告を定期的を受けるとともに適宜指示を行っており、グループ会社の監査役とは定期的な情報交換により連携を図っています。会計監査人からは会計監査計画および実施結果の説明を受け、定期的および必要に応じて情報交換を行い相互の連携を図っています。

また、監査等委員である社外取締役が指名委員会および報酬委員会に陪席し、必要に応じて意見を述べています。

連結株主資本等変動計算書（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	58,435	40,659	259,806	(-) 12,380	346,520
会計方針の変更による 累積的影響額			(-) 648		(-) 648
会計方針の変更を反映した 当期首残高	58,435	40,659	259,158	(-) 12,380	345,872
当期変動額					
剰余金の配当			(-) 8,944		(-) 8,944
親会社株主に帰属する 当期純利益			24,500		24,500
自己株式の取得				(-) 10,006	(-) 10,006
自己株式の処分		(-) 34		152	118
合併による増加			11		11
連結子会社株式の 取得による持分の増減		(-) 2			(-) 2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	(-) 36	15,567	(-) 9,854	5,677
当期末残高	58,435	40,623	274,725	(-) 22,234	351,549

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	4,080	3	7,720	690	12,493	547	21,075	380,635
会計方針の変更による 累積的影響額								(-) 648
会計方針の変更を反映した 当期首残高	4,080	3	7,720	690	12,493	547	21,075	379,987
当期変動額								
剰余金の配当								(-) 8,944
親会社株主に帰属する 当期純利益								24,500
自己株式の取得								(-) 10,006
自己株式の処分								118
合併による増加								11
連結子会社株式の 取得による持分の増減								(-) 2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	(-) 400	(-) 73	5,498	75	5,100	(-) 37	3,308	8,371
当期変動額合計	(-) 400	(-) 73	5,498	75	5,100	(-) 37	3,308	14,048
当期末残高	3,680	(-) 70	13,218	765	17,593	510	24,383	394,035

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 65社

主要な連結子会社の名称：UBEエラストマー(株)、宇部興産機械(株)、宇部マテリアルズ(株)、宇部エクシモ(株)、宇部マクセル(株)、ウベ・エンジニアード・コンポジット、インコーポレーテッド、ウベ・マシナリー、インコーポレーテッド、ウベ・コーポレーション・ヨーロッパ、エスエーユー、ウベ・ケミカルズ・アジア、パブリック・カンパニー・リミテッド、タイ・シンセティック・ラバーズ、カンパニー・リミテッド、ウベ・ファイン・ケミカルズ・アジア、カンパニー・リミテッド

(注) 宇部興産機械(株)は、2022年4月1日付でUBEマシナリー(株)へ名称変更した。

主要な非連結子会社の名称：中四国宇部コンクリート工業(株)

なお、非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外している。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社の数 9社

主要な持分法を適用した非連結子会社の名称：中四国宇部コンクリート工業(株)

持分法を適用した関連会社の数 17社

主要な持分法を適用した関連会社の名称：宇部三菱セメント(株)、ユーエムジー・エービーエス(株)

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

主要な持分法を適用しない非連結子会社の名称：美祢貨物自動車(株)

主要な持分法を適用しない関連会社の名称：山機運輸(株)

なお、持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用の範囲から除外している。

3. 連結の範囲の変更

新規設立子会社であるUBEエラストマー(株)については、当期より連結の範囲に含めた。

新規設立子会社である宇高(株)については、当期より連結の範囲に含めた。

連結子会社であった山石金属(株)については、当期中に株式売却により子会社でなくなったため、連結の範囲から除外した。

連結子会社であった南通宇部混凝土有限公司については、当期中に株式売却により子会社でなくなったため、連結の範囲から除外した。

連結子会社であった宇部加工テック(株)については、当期中に清算終了したため、連結の範囲から除外した。

4. 持分法の適用の範囲の変更

新規設立関連会社であるUBE三菱セメント(株)については、当期より持分法の適用の範囲に含めた。

持分法を適用していた呉宇部石灰(株)については、当期中に清算終了したため、持分法の適用の範囲から除外した。

5. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券：市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

但し、匿名組合出資金については、当該匿名組合の直近決算期における純資産の当社持分割合で評価している。

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

：時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定している。

(4) 減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産：主として定額法を採用しているが、一部の連結子会社は定率法を採用している。但し、(リース資産を除く) 1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用している。

無形固定資産：鉱業権については生産高比例法、その他については定額法を採用している。なお、自社利用(リース資産を除く)のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用している。

リース資産：

所有権移転外ファイナンス・リース取引

：リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

(5) 繰延資産の処理方法

社債発行費については、繰延資産に計上し、社債償還期限で均等償却している。

(6) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金：債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見積額を計上するほか、個別に回収不能を見積った債権を除いた一般債権に対して、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率を乗じた額を計上している。

賞与引当金：従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上している。

受注損失引当金：受注契約に係る将来の損失に備えるため、損失が発生する可能性が高いと見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能な受注契約について、損失見込額を計上している。

役員退職慰労引当金：多くの連結子会社は役員の退職慰労金に充てるため、役員退職慰労金支給内規に基づき計算した期末要支給額を計上している。

特別修繕引当金：アンモニア製造設備等の定期修繕に要する支出に備えるため、見積額を計上している。

事業損失引当金：当社及び連結子会社が営む事業に関連して今後発生が見込まれる損失について、合理的に見積り可能な金額を計上している。

(7) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、「化学」「建設資材」「機械」「その他」の4つの事業部門において事業活動を行っており、国内外の顧客に多種多様な製品等の提供を行っている。

これらの事業における製品の販売については、契約の定めに基づき顧客に製品を引き渡した時点や、インコタームズ等に基づきリスク負担が顧客に移転する時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、当社及び連結子会社の履行義務が充足されたと判断していることから、当該履行義務が充足された時点で収益を認識している。また、機械部門における履行義務が一定期間にわたり充足される契約については、期間がごく短い場合を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識している。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法については、見積総原価に対する発生原価の割合に基づくインプット法を用いている。

収益は顧客との契約において約束された対価から、返品、値引き及び割戻し等を控除した収益に重大な戻入れが生じない可能性が高い範囲内の金額で算定している。

また、化学部門における商品の海外への販売取引の一部、建設資材部門におけるセメントの販売取引の一部等においては、他の当事者が関与している。当該他の当事者により財又はサービスが顧客に提供されるように手配することが当社及び連結子会社の履行義務であり、したがって、代理人として取引を行っているとは判断している。当社及び連結子会社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識している。

なお、製品の販売契約における対価は、製品に対する支配が顧客に移転した時点から概ね1年以内に回収しており、重要な金利要素は含んでいない。

(8) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10~14年)による定率法により、翌期から費用処理している。なお、一部の連結子会社は定額法を採用している。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5~14年)による定額法により費用処理している。なお、一部の連結子会社は定率法を採用している。

- ③ 小規模企業等における簡便法の採用
多くの連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用している。

(9) ヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法
主として繰延ヘッジ処理を採用している。金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用している。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
- | ヘッジ手段 | ヘッジ対象 |
|---------|-------------------|
| 金利スワップ | 借入金 |
| 金利オプション | 借入金 |
| 為替予約 | 外貨建債権・債務及び外貨建予定取引 |
| 通貨オプション | 外貨建債権・債務及び外貨建予定取引 |
| 通貨スワップ | 外貨建借入金 |
| 石炭スワップ | 市場連動価格で購入する石炭 |
- ③ ヘッジ方針
当社及び連結子会社は内部規定である「金融市場リスク管理規程」及び「リスク管理要領」等に基づき、金利変動リスク及び為替変動リスクをヘッジしている。
当社が行う石炭ヘッジ取引については、「石炭ヘッジ取引リスク管理規程」及び「石炭ヘッジ取引リスク管理要領」に基づき、価格変動リスクをヘッジしている。
- ④ ヘッジの有効性評価の方法
それぞれのヘッジ手段とヘッジ対象が対応していることを確認することにより、有効性を評価している。但し、特例処理によった金利スワップについては有効性評価を省略している。

(10) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、計上後20年以内でその効果の発現する期間に応じて均等償却している。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当期の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとした。これによる主な変更点は次のとおりである。

1. 代理人取引に係る収益認識

一部の取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していたが、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割(本人又は代理人)が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしている。

2. 一定期間にわたり充足される履行義務に係る収益認識

従来は工事完成基準を適用していた契約のうち、履行義務が一定期間にわたり充足されるものについては、期間がごく短い場合を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更している。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法については、見積総原価に対する発生原価の割合に基づくインプット法を用いている。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当期の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当期の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用している。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当期の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していない。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当期の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当期の期首の利益剰余金に加減している。

また、前期の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当期より「受取手形」、「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「その他」は、当期より「契約負債」及び「その他」に含めて表示している。

この結果、当期の売上高は82,759百万円、売上原価は81,622百万円、販売費及び一般管理費は367百万円、営業利益は770百万円それぞれ減少し、経常利益及び税金等調整前当期純利益は1,039百万円それぞれ減少している。また、利益剰余金の当期首残高は648百万円減少している。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当期の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとした。これによる連結計算書類に与える影響はない。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 有形固定資産の減損

減損損失 771百万円 有形固定資産 332,757百万円

当期は、収益性が低下した事業用資産等について減損損失を計上している。

当社グループは定期的に各資産グループについての減損の兆候の判定を行っており、減損の兆候がある場合には、その回収可能価額を見積もっている。回収可能価額の見積りには、当該有形固定資産グループから得られると見込まれる将来キャッシュ・フローを使用している。将来キャッシュ・フローの予測は、将来の顧客業種の成長率等の市場動向や事業活動の状況を勘案して策定しているが、将来キャッシュ・フローの予測が変更され、回収不能と判断される場合、減損損失を計上する可能性がある。

2. 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産 16,452百万円

当社グループが計上している繰延税金資産は、将来減算一時差異等に関するものであり、定期的に回収可能性の評価のための見積りを実施している。繰延税金資産の回収可能性は、主に将来の課税所得の見積りによるところが大きい。課税所得の予測は、将来の顧客業種の成長率等の市場動向や事業活動の状況を勘案して策定しているが、課税所得の予測が変更され、繰延税金資産の一部ないし全部が回収できないと判断される場合、繰延税金資産を取り崩す可能性がある。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

有形固定資産及び無形固定資産 8,785百万円

担保に係る債務

短期借入金 20百万円

長期借入金 2,433百万円

(一年以内返済額を含む)

2. 有形固定資産の減価償却累計額 804,352百万円

なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれている。

3. 保証債務 6,240百万円

4. 受取手形割引高 94百万円

5. 受取手形裏書譲渡高 8百万円

(連結損益計算書に関する注記)

特別利益(その他)の内訳

固定資産売却益 98百万円

抱合せ株式消滅差益 45百万円

その他 186百万円

特別損失(関連事業損失)の内訳

事業撤退に伴う損失 2,426百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当期末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 106,200,107株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	4,551	45.00	2021年3月31日	2021年6月30日
2021年11月2日 取締役会	普通株式	4,393	45.00	2021年9月30日	2021年12月2日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2022年6月29日開催の定時株主総会において、次のとおり付議する。

- | | |
|------------|------------|
| ① 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ② 配当金の総額 | 4,840百万円 |
| ③ 1株当たり配当額 | 50.00円 |
| ④ 基準日 | 2022年3月31日 |
| ⑤ 効力発生日 | 2022年6月30日 |

3. 当期末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 45,700株

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主たる市場地域別に分解した収益の情報は以下のとおりである。

(単位：百万円)

	化学	建設資材	機械	その他	合計
日本	140,543	210,756	62,281	1,658	415,238
アジア	110,347	5,493	22,111	—	137,951
ヨーロッパ	56,679	566	110	—	57,355
その他	33,106	538	11,077	—	44,721
顧客との契約から生じる収益	340,675	217,353	95,579	1,658	655,265
外部顧客への売上高	340,675	217,353	95,579	1,658	655,265

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「5. 会計方針に関する事項 (7) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりである。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	140,891
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	155,608

契約資産は、主に機械部門における進行中の工事契約の対価に対する連結子会社の権利に関するものである。契約資産は、対価に対する連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられる。契約負債は、主に、財又はサービスを顧客に移転する前に、顧客から受け取った前受金に関するものである。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩される。

当期に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、4,412百万円である。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当期に認識した収益の額に重要性はない。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約及び知的財産のライセンス契約のうち売上高又は使用量に基づくロイヤルティについては、注記の対象に含めていない。残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりである。

(単位：百万円)

	残存履行義務に配分した取引価格
1年以内	31,916
1年超2年以内	1,268
2年超3年以内	2,128
3年超	9
合計	35,321

(注) 上記の金額には、主にナイロン・ファイン事業に関連するライセンス契約のうち、固定金額のロイヤルティを含めている。また、医薬事業におけるライセンス契約のうち、売上高又は使用量に基づくロイヤルティについては注記の対象に含めていない。なお、当該ロイヤルティのうち、ほとんどすべてが13年以内に収益として認識されると見込んでいる。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社及び連結子会社は、資金運用については元本毀損リスクの少ない短期的な預金等で行い、銀行等金融機関からの借入やコマーシャル・ペーパー、社債及び新株予約権付社債の発行等により資金調達を行っている。

受取手形及び売掛金に係る信用リスクは、「売掛金回収規程」及び「販売基本規程」等に従いリスクの軽減を図っている。また、投資有価証券は主に株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握している。

短期借入金、コマーシャル・ペーパーは主に営業取引に係る資金調達であり、社債、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達である。変動金利支払の借入金は、一部はデリバティブ取引（金利スワップ取引及び金利オプション取引）を行いリスクヘッジしている。外貨で調達する借入金はデリバティブ取引（通貨スワップ取引）を行いリスクヘッジしている。

なお、デリバティブ取引は内部管理規程に従い、リスクを回避することを目的とし、投機的な取引は行わないとしている。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額50,504百万円）は、「その他有価証券」には含めていない。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略している。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額 （* 1）	時価（* 1）	差額
(1) 受取手形	18,090	18,090	—
(2) 売掛金	137,518	137,518	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	11,304	11,304	—
(4) 支払手形及び買掛金	(110,766)	(110,766)	—
(5) 短期借入金（* 2）	(24,686)	(24,686)	—
(6) コマーシャル・ペーパー	(17,000)	(17,000)	—
(7) 未払金	(34,292)	(34,292)	—
(8) 未払法人税等	(5,890)	(5,890)	—
(9) 社債（* 3）	(60,000)	(59,971)	(29)
(10) 長期借入金	(134,490)	(133,931)	(559)
(11) デリバティブ取引（* 4）	1,488	1,488	—

（* 1）負債に計上されているものについては、（ ）で示している。

（* 2）1年内返済予定の長期借入金（連結貸借対照表計上額19,820百万円）は、(10) 長期借入金に含めている。

（* 3）1年内償還予定の社債（連結貸借対照表計上額10,000百万円）は、(9) 社債に含めている。

（* 4）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示している。

（* 5）連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については、金融商品の時価等に関する事項の注記を省略している。なお、当該出資の連結貸借対照表計上額は546百万円である。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

（単位：百万円）

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	11,304	—	—	11,304
デリバティブ取引 通貨関連	—	1,658	—	1,658
資産計	11,304	1,658	—	12,962
デリバティブ取引 通貨関連	—	170	—	170
負債計	—	170	—	170

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形	－	18,090	－	18,090
売掛金	－	137,518	－	137,518
資産計	－	155,608	－	155,608
支払手形及び買掛金	－	110,766	－	110,766
短期借入金	－	24,686	－	24,686
コマーシャル・ペーパー	－	17,000	－	17,000
未払金	－	34,292	－	34,292
未払法人税等	－	5,890	－	5,890
社債	－	59,971	－	59,971
長期借入金	－	133,931	－	133,931
負債計	－	386,536	－	386,536

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価している。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類している。

デリバティブ取引

為替予約、通貨オプションの時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類している。通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している。

受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。

支払手形及び買掛金、短期借入金、コマーシャル・ペーパー、未払金並びに未払法人税等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。

社債（1年内償還予定を含む）

当社の発行する社債の時価は、市場価格によっており、レベル2の時価に分類している。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、山口県その他の地域において、遊休不動産及び賃貸用不動産を所有している。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
16,625	42,179

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。

(注2) 当期末の時価は、主要な物件については外部の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額である。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	3,813円16銭
1株当たり当期純利益	249円31銭

(重要な後発事象に関する注記)

共同支配企業の形成

当社は、2021年5月12日開催の取締役会において、2022年4月を目途に当社と三菱マテリアル株式会社（以下「三菱マテリアル」）のセメント事業およびその関連事業等の統合（以下「本統合」）に関する吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」）の締結について決議し、2021年5月14日付でC統合準備株式会社（2022年1月1日付でUBE三菱セメント株式会社（以下「UBE三菱セメント」）へ社名変更）との間で本吸収分割契約を締結した。その後、当社は2021年6月29日、三菱マテリアルは2021年6月24日にそれぞれ開催の定時株主総会において本統合は承認された。これに基づき、両社は2022年4月1日、セメント事業およびその関連事業等をUBE三菱セメントに承継させた。

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及び当該事業の内容

セメント事業および生コンクリート事業、石灰石資源事業、エネルギー・環境関連事業、建材事業その他の関連事業

(2) 企業結合日

2022年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社と三菱マテリアルの出資比率を同一とする共同支配企業の形成

(4) 結合後企業の名称

UBE三菱セメント株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

当社と三菱マテリアルは、2020年2月12日開催の各々の取締役会において、本統合に向けた具体的な協議・検討を開始することを決議して基本合意書を締結し、2020年9月29日開催の各々の取締役会において本統合を正式に決議して、統合契約書を締結した。

(6) 共同支配企業の形成と判定した理由

この共同支配企業の形成にあたっては、当社と三菱マテリアルとの間で、両社がUBE三菱セメントの共同支配企業となる統合契約書を締結しており、企業結合に際して支払われた対価は全て議決権のある株式である。

また、その他支配関係を示す一定の事実は存在していない。従って、この企業結合は共同支配企業の形成であると判定した。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日公表分）に基づき、共同支配企業の形成として処理している。

(その他の注記)

1. 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示している。

株主資本等変動計算書（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金				
					配当引当積立金	減債積立金	固定資産圧縮積立金	特定災害防止準備金	別途積立金
当期首残高	58,434	35,637	3,523	39,161	120	300	4,332	67	12,000
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
会計方針の変更を反映した当期首残高	58,434	35,637	3,523	39,161	120	300	4,332	67	12,000
当期変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩							(-) 372		
特定災害防止準備金の積立								1	
剰余金の配当									
当期純利益									
自己株式の取得									
自己株式の処分			(-) 34	(-) 34					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	(-) 34	(-) 34	-	-	(-) 372	1	-
当期末残高	58,434	35,637	3,489	39,126	120	300	3,960	68	12,000

(単位：百万円)

	株主資本				評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計						
	繰越利益剰余金							
当期首残高	78,507	95,326	(-) 12,380	180,542	3,301	3,301	547	184,390
会計方針の変更による累積的影響額	(-) 1,163	(-) 1,163	-	(-) 1,163	-	-	-	(-) 1,163
会計方針の変更を反映した当期首残高	77,343	94,162	(-) 12,380	179,378	3,301	3,301	547	183,226
当期変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩	372	-		-				-
特定災害防止準備金の積立	(-) 1	-		-				-
剰余金の配当	(-) 8,944	(-) 8,944		(-) 8,944				(-) 8,944
当期純利益	21,362	21,362		21,362				21,362
自己株式の取得			(-) 10,006	(-) 10,006				(-) 10,006
自己株式の処分			152	118				118
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					(-) 1,600	(-) 1,600	(-) 37	(-) 1,637
当期変動額合計	12,789	12,418	(-) 9,853	2,529	(-) 1,600	(-) 1,600	(-) 37	892
当期末残高	90,132	106,580	(-) 22,233	181,908	1,700	1,700	510	184,119

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法
その他有価証券：市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
但し、匿名組合出資金については、当該匿名組合の直近決算期における純資産の当社持分割合で評価している。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法
：時価法
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法
商品及び製品：原価法（総平均法）
仕掛品：原価法（総平均法）
原材料及び貯蔵品：原価法（総平均法）
貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法
4. 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産（リース資産を除く）
建物、構築物、機械及び装置：定額法
その他：定率法
無形固定資産（リース資産を除く）
ソフトウェア：社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法
その他
鉱業権：生産高比例法
その他：定額法
リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引
：リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
5. 繰延資産の処理方法
社債発行費については、繰延資産に計上し、社債償還期限で均等償却している。
6. 引当金の計上基準
貸倒引当金：債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見積額を計上するほか、個別に回収不能を見積った債権を除いた一般債権に対して、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率を乗じた額を計上している。
賞与引当金：従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上している。
退職給付引当金：従業員の退職給付に充てるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理している。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定率法により、翌期から費用処理している。
なお、当期末においては、年金資産の額が、退職給付債務に未認識過去勤務費用、及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、当該超過額は前払年金費用として投資その他の資産に計上している。
特別修繕引当金：アンモニア製造設備の定期修繕に要する支出に備えるため、見積額を計上している。
関連事業損失引当金：関係会社の財政状態の悪化に伴う損失に備えるため、投資額を超えて当社が負担することとなる損失見込額及び事業の整理に関連して発生する損失見込額を計上している。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用している。金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用している。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
金利スワップ	借入金
金利オプション	借入金
為替予約	外貨建債権・債務及び外貨建予定取引
通貨オプション	外貨建債権・債務及び外貨建予定取引
通貨スワップ	外貨建借入金
石炭スワップ	市場連動価格で購入する石炭

(3) ヘッジ方針

当社の内部規定である「金融市場リスク管理規程」、「リスク管理要領」及び「石炭ヘッジ取引リスク管理規程」、「石炭ヘッジ取引リスク管理要領」に基づき、金利変動リスク、為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしている。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

それぞれのヘッジ手段とヘッジ対象が対応していることを確認することにより、有効性を評価している。但し、特例処理による金利スワップについては有効性評価を省略している。

8. 収益及び費用の計上基準

当社は、「化学」「建設資材」「その他」の3つの事業部門において事業活動を行っており、国内外の顧客に多種多様な製品等の提供を行っている。

これらの事業における製品の販売については、契約の定めに基づき顧客に製品を引き渡した時点や、インコタームズ等に基づきリスク負担が顧客に移転する時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、当社の履行義務が充足されたと判断していることから、当該履行義務が充足された時点で収益を認識している。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から、返品、値引き及び割戻し等を控除した収益に重大な戻入れが生じない可能性が高い範囲内の金額で算定している。

なお、製品の販売契約における対価は、製品に対する支配が顧客に移転した時点から概ね1年以内に回収しており、重要な金利要素は含んでいない。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当期の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとした。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当期の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当期の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用している。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当期の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していない。なお、前期まで「流動負債」に表示していた「前受金」は、当期より「契約負債」として表示している。

この結果、当期の売上高は8,809百万円、売上原価は7,486百万円、販売費及び一般管理費は240百万円、営業利益は1,082百万円それぞれ減少し、経常利益及び税引前当期純利益は956百万円それぞれ減少している。また、利益剰余金の当期首残高は1,163百万円減少している。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当期の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとした。これによる計算書類に与える影響はない。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 有形固定資産の減損

減損損失 99百万円 有形固定資産 180,044百万円

当期は、遊休の構築物について減損損失を計上している。

当社は、定期的に各資産グループについての減損の兆候の判定を行っており、減損の兆候がある場合には、その回収可能価額を見積もっている。回収可能価額の見積りには、当該有形固定資産グループから得られると見込まれる将来キャッシュ・フローを使用している。将来キャッシュ・フローの予測は、将来の顧客業種の成長率等の市場動向や事業活動を勘案して策定しているが、将来キャッシュ・フローの予測が変更され、回収不能と判断される場合、減損損失を計上する可能性がある。

2. 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産 5,721百万円

当社が計上している繰延税金資産は、将来減算一時差異等に関するものであり、定期的に回収可能性の評価のための見積りを実施している。繰延税金資産の回収可能性は、主に将来の課税所得の見積りによるところが大きい。課税所得の予測は、将来の顧客業種の成長率等の市場動向や事業活動の状況を勘案して策定しているが、課税所得の予測が変更され、繰延税金資産の一部ないし全部が回収できないと判断される場合、繰延税金資産を取り崩す可能性がある。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 470,870百万円

なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれている。

2. 保証債務

下記の会社等の銀行借入等に対し保証及び保証類似行為を行っている。

(債務保証)

U B E エラストマー(株)	14,005百万円
ロッテ・ウベ・シンセティック・ラバー、 エスディーエヌ・ビーエイチディー 宇部興産機械(株)	4,503百万円 (36,214千US \$、2,433千マ レーシアリングット)
その他5件	4,212百万円
計	1,611百万円 (うち外貨建39,183千人民元)
計	24,332百万円
(保証予約)	
(株)関東宇部ホールディングス	640百万円
計	640百万円

3. 関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する短期金銭債権	36,041百万円
関係会社に対する短期金銭債務	16,144百万円
関係会社に対する長期金銭債権	7,954百万円
関係会社に対する長期金銭債務	188百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引

関係会社に対する売上高	76,591百万円
関係会社からの仕入高	48,552百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	16,567百万円

2. 特別利益(その他)の内訳

固定資産売却益	9百万円
その他特別利益	186百万円

3. 特別損失(その他)の内訳

投資有価証券評価損	13百万円
関係会社株式評価損	176百万円
減損損失	99百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	5,056,029株	4,400,472株	63,758株	9,392,743株
合計	5,056,029株	4,400,472株	63,758株	9,392,743株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加4,400,472株は、取締役会決議による自己株式取得による増加4,397,400株、単元未満株式の買取請求に伴う増加3,072株による。

普通株式の自己株式の株式数の減少63,758株は、新株予約権の行使に伴う減少63,600株、単元未満株式の買取請求に伴う売却158株による。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金繰入額否認	883百万円
有姿除却解体費用否認	1,850百万円
株式評価損否認	3,523百万円
貸倒引当金繰入額否認	2,699百万円
特別修繕引当金繰入額否認	905百万円
固定資産減損損失額否認	1,609百万円
減価償却超過額否認	1,030百万円
その他の他	3,263百万円
繰延税金資産小計	15,762百万円
評価性引当額	-4,528百万円
繰延税金資産合計	11,234百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	-746百万円
固定資産圧縮積立金	-1,738百万円
合併受入固定資産評価益	-450百万円
前払年金費用	-2,182百万円
その他の他	-397百万円
繰延税金負債合計	-5,513百万円
繰延税金資産の純額	5,721百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

属性	会社名	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	UBEエラストマー(株)	東京都港区	4,000	合成ゴムおよびその原材料の研究開発・製造・販売	(所有) 直接 100%	兼任2人 (うち当社従業員2人) 出向2人	当社グループの合成ゴム事業を統括	借入金等に対する保証等 (注1)	14,005	-	-
子会社	ウベ・コーポレーション・ヨーロッパ, エスエーユー	スペインカステリオン市	(千ユーロ) 6,312	ナイロン樹脂、カプロラクタム、硫安、ファインケミカル、その他製品の製造、販売	(所有) 直接 100%	兼任1人 (うち当社従業員1人)	ヨーロッパにおける当社グループの化学事業を推進	配当金の受取 (注2)	4,974	-	-
子会社	宇部興産機械(株)(注3)	山口県宇部市	6,700	一般産業用機械、橋梁の製造、販売、据付、アフターサービス	(所有) 直接 100%	-	当社グループの機械事業を統括	配当金の受取 (注2)	2,089	-	-
子会社	宇部興産開発(株)	山口県山口市	100	清算中	(所有) 直接 100%	兼任1人 (うち当社従業員1人)	-	清算資金の貸付 (注4)	-	長期貸付金	6,457
関連会社	宇部三菱セメント(株)	東京都千代田区	8,000	セメント、セメント系固化材、スラグ粉の販売	(所有) 直接 50.0%	-	当社セメント製品の販売	セメント製品の販売 (注5)	31,306	売掛金	11,015

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) UBEエラストマー(株)の銀行借入及び海上輸送運賃につき保証及び保証類似行為を行っている。取引金額は期末残高である。

銀行借入については年率0.2%の保証料を徴収している。海上輸送運賃については保証料を徴収していない。

(注2) ウベ・コーポレーション・ヨーロッパ、エスエーユー、宇部興産機械(株)は、当社のグループ会社配当方針に基づき配当している。

(注3) 宇部興産機械(株)は、2022年4月1日付でUBEマシナリー(株)へ名称変更した。

(注4) 宇部興産開発(株)に対する長期貸付金については、同社が清算中であるため利息徴収を行っていない。

(注5) 宇部三菱セメント(株)へのセメント及びセメント系固化材の販売については、同社の販売価格から同社の販売経費、物流経費等を差し引いた価格で行っている。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,896円64銭
1株当たり当期純利益	217円38銭

(重要な後発事象に関する注記)

- 第116期連結計算書類、連結注記表、(重要な後発事象に関する注記)に記載しているため、注記を省略している。

(収益認識に関する注記)

- 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、重要な会計方針に係る事項に関する注記「8. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりである。

(その他の注記)

1. 企業結合等関係

共通支配下の取引等（新設分割）

(1) 取引の概要

結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称：当社

事業の内容：合成ゴムおよびその原材料の研究開発、製造、販売

企業結合日

2021年10月1日

企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、新会社を承継会社とする会社分割（簡易新設分割）

結合後企業の名称

UBEエラストマー株式会社

その他取引の概要に関する事項

需給の緩和等により採算が悪化するなか、独立した法人として採算管理を徹底し、意思決定の迅速化及び機動的な事業運営を図るとともに、合成ゴム関係者が決意を新たに、一丸となって効率化を図り収益性を回復させ、今後もお客様のビジネスの成功と成長に貢献するため本会社分割を行った。

(2) 実施した会計処理の概要

「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 2013年9月13日公表分）、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理している。

2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。